

(報道資料)

平成 28 年 2 月 23 日

NHK 広報局

役員報酬の自主返納について

NHK アイテックの多額不正事案について、NHK 本体の責任を明らかにするため、会長以下、執行部全役員の役員報酬を一部、自主返納することとしました。

梶井勝人	会長	50%	2 か月
吉国浩二	前専務理事	30%	2 か月 (平成 23~26 年度 関連事業統括)
森永公紀	理事	30%	2 か月 (平成 22 年度 関連事業局長)
井上樹彦	理事	30%	2 か月 (関連事業統括)
浜田泰人	理事	30%	2 か月 (技術統括)
今井純	理事	30%	2 か月 (コンプライアンス統括)
堂元光	副会長	10%	2 か月
塚田祐之	前専務理事	10%	2 か月
板野裕爾	専務理事	10%	2 か月
福井敬	専務理事	10%	2 か月
坂本忠宣	理事	10%	2 か月
安齋尚志	理事	10%	2 か月

(報道資料)

平成 28 年 2 月 23 日

NHK 広報局

アイテック多額不正事案に係るNHK責任について
(会長コメント)

子会社NHKアイテックにおいて、社員による不正行為が長期にわたって行われ、またこれを見過ごしてきたことは、指導監督の責任を果たすべきNHKとして、痛恨の極みです。

2月9日には、「NHKアイテック多額不正事案調査報告書」をまとめ、不正行為の発生を見過ごした直接原因と不正が長期に及んだ理由について明らかにしました。

NHKにおいても、子会社の指導監督のどこに問題があったのかについて、私の見解を申し上げます。

NHKでは、放送法の規定に基づく内部統制関係議決において、子会社に非常勤の監査役を就任させること、本体に担当の部局（関連事業局）を設置することなどにより、子会社への指導監督機能を担保することになっています。

また、アイテックの場合であれば、関連する技術部門の幹部を非常勤取締役として派遣しており、直接的に取締役会への関与も行っています。

いちおう内部統制システムは構築されていました。

では、それぞれ責任を分担する者が職責を果たしていなかったのか、具体的な事実を、過去にさかのぼって調べました。いずれの役員も法的責任が問われる善管注意義務違反があったとまでは言えず、またいずれの職員も職務上の義務違反があったとまでは言えない、と判断いたしました。この点は外部の弁護士の見解も踏まえたうえで判断したものです。

- 一方で、これまでの内部統制システムには不十分な点が多々ありました。
- ・子会社に派遣している非常勤監査役・非常勤取締役への研修等が不十分で、NHKからの受託業務以外への知識や株式会社の業務運営などに関する知識が乏しく、十分に指導監督できていませんでした。
 - ・本体の業務部門と関連の子会社を「タテ」で管理することと、指導監督組織である関連事業局が子会社全体を「ヨコ」の視点で管理することの両方が、実効あるグループ経営には必要です。しかし、これができていませんでした。
 - ・NHK本体の内部監査と子会社のモニタリングとの関係づけもあいまいでした。
 - ・一般企業では、グループ管理の徹底をはっきり方針に打ち出すなどの流れがあるのに、NHKでは、内部統制関係議決の見直し等の規律の再検証を行っていませんでした。

これらの内部統制システムの不備により、指導監督機能を十分に発揮できなかった責任がNHKにはあると考えています。

もとより、視聴者・国民の負託により、受信料で運営されるNHKの社会的な責任は、法的な責任の有無にかかわらず重いものがあります。

こうしたNHKの社会的な責任を明らかにするため、現執行部の役員全員が報酬の一部を自主返納することといたしました。視聴者・国民のみなさまには、あらためてお詫びいたします。

(以上)

NHK アイテック不正事案 構造的な原因究明と再発防止策

「NHK アイテック多額不正事案調査報告書」(平成 28 年 2 月 9 日)を踏まえ、不正が長期にわたり見過ごされた構造的な原因を究明するとともに、NHK の指導監督責任を明確にして、組織風土の改革を含めた抜本的な対策を取りまとめた。

【構造的な原因】

① NHK アイテックの管理体制の課題

- ・ NHK アイテックにおいては、受注、契約から施工、検査・検収の業務フローにおける営業と技術の連携の欠如や本社間接部門の牽制機能の不全、適正な原価管理の欠如、監査等での指摘事項の放置、全社を監督する意識の薄さ、内部統制の不備の放置など、「各部門での業務執行」「本社機能」「取締役会による監督機能」が脆弱であったことにより、不正行為が発生し、長期に見過ごされた。

② NHK 本体の管理体制の課題

- ・ 子会社に対する指導監督責任を負う NHK が、グループ企業管理の徹底に向けて、内部統制関係議決等の規律の再検証を行っていなかったこと、本体から就任した非常勤監査役・取締役が専門知見に乏しく十分な指導監督ができなかったことなど、「グループ管理の徹底」が不十分で、「指導監督機能」を十全に発揮できなかった。

【NHK 本体の指導監督責任】

- ・ 過去の会社法判例等を踏まえるならば、本事案について、NHK 執行部に善管注意義務違反があるとまでは言えないと判断したが、法的責任の有無にかかわらず、NHK の経営責任は重い。

【再発防止策】

- ・構造的な原因を踏まえ、NHKアイテックのガバナンスを刷新し、構造改革を断行するとともに、NHKが適切に指導監督責任を果たしていくため、抜本改革策をより具体化して、実効ある形で迅速に取り組んでいく。

①企業風土を一新させる、NHKアイテックのガバナンス・管理体制の刷新

- ・企業風土の刷新・適切な内部統制環境の整備を最大のミッションとする経営陣に人心を一新。
- ・経営モニタリング機能を強化するため、常勤監査役に外部人材を起用。
- ・全社的なコンプライアンスを徹底。

②NHKの指導監督機能の強化

- ・監査役連絡会・非常勤取締役連絡会の設置、取締役の訓練・研修等を実施。
- ・内部統制報告制度を導入。
- ・本体の関連部門が子会社の責任部門となり、非常勤取締役の位置づけを明確化。

③NHKアイテックの構造改革の断行

- ・新経営陣のもとに、営業・技術・本社管理等のあり方を見直すプロジェクトを設け、本社機能の強化等、牽制機能を健全化。
- ・全社横断的なリスク把握のためのリスク評価委員会を設け、専門的・不定形業務や高額案件を逐一チェックする体制を構築し、業務の見える化を推進。
- ・新経営陣のもとで、NHKに真に必要で、厳格な管理を行うべき業務とそうではない業務の仕分けを含め、組織のあり方を抜本的に見直し。

④NHKにおける規律の整備

- ・上記の再発防止施策について、内部統制関係議決、関連団体運営基準、NHKとNHKアイテックの基本契約に反映。責任の明確化や報告徴収の迅速化等を行い、指導監督機能を強化。

(以上)